

豊田市足助伝統的建造物群保存地区保存計画

平成23年1月26日 告示

改正 平成23年2月18日 告示

改正 平成23年12月28日 告示

改正 平成25年12月17日 告示

改正 平成26年7月18日 告示

改正 平成27年10月6日 告示

改正 令和元年12月4日 告示

改正 令和2年4月1日 告示

改正 令和3年12月10日 告示

改正 令和4年1月24日 告示

改正 令和7年1月15日 告示

愛知県豊田市

豊田市足助伝統的建造物群保存地区保存計画

【目 次】

1. 保存計画の基本事項	2
（１）保存の基本理念	2
（２）保存地区の名称・面積・区域	2
2. 保存地区の保存に関する基本計画	2
（１）保存地区の沿革	2
（２）保存地区の現況	5
（３）保存地区の設定	6
（４）保存地区の特色	7
（５）伝統的な建造物群の特性	9
3. 保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の特定	1 1
（１）伝統的建造物	1 1
（２）環境物件	1 1
4. 保存地区内における伝統的建造物群等の保存整備計画	1 1
（１）保存整備の基本方針	1 1
（２）保存整備の進め方	1 1
（３）保存整備計画	1 1
5. 保存地区内における伝統的建造物群等に係る助成措置等	1 2
（１）経費の補助	1 2
（２）技術的支援	1 2
（３）固定資産税の軽減	1 2
6. 保存地区の保存、管理及び活用に必要な施設、設備及び環境の整備計画	1 2
（１）保存及び活用に要する施設等	1 2
（２）防災に要する施設等	1 3
（３）環境の整備等	1 3
（４）周辺地域との一体的な整備	1 4
（５）空き家の活用の促進	1 4

【資料編】

- 図 1 保存地区の区域
- 図 2 伝統的建造物（建築物）の位置
- 図 3 伝統的建造物（工作物）の位置
- 図 4 街道（旧伊那街道と明治中期の新道）等の位置
- 表 1 伝統的建造物（建築物）の一覧
- 表 2 伝統的建造物（工作物）の一覧
- 表 3 修理・復旧基準
- 表 4 修景・許可基準

豊田市伝統的建造物群保存地区保存条例（以下「保存条例」という。）第5条の規定に基づき、豊田市足助伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関する計画を定める。

1. 保存計画の基本事項

（１）保存の基本理念

この保存計画においては、豊田市まちづくり基本条例に掲げるまちづくりの方針に基づきながら、足助の歴史的町並みを豊田市民共有の財産として守り、魅力ある地域づくりに活かし、文化あふれる良好な生活環境と共に未来に伝えていくことを、保存の基本理念とする。

（２）保存地区の名称・面積・区域

保存地区の名称：豊田市足助伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積：約21.5ha

保存地区の区域：豊田市足助町西町、新町、本町、田町、蔵ノ前、山王及び石橋の全域並びに陣屋跡、落合、飯盛、天王、真弓、広畑、梶平、引陣、城山、岩崎、八万、後山、御所山及び今岡の各一部

（区域については図1に示す）

2. 保存地区の保存に関する基本計画

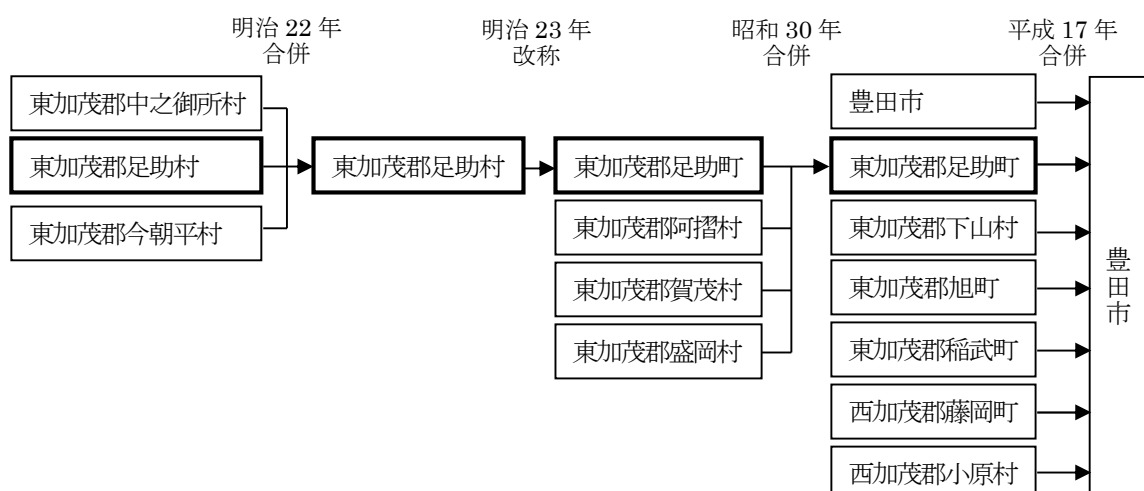
（１）保存地区の沿革

①合併の経緯

豊田市は、愛知県北部中央に位置する中核市である。豊田市、西加茂郡小原村・藤岡町、東加茂郡足助町・下山村・旭町・稲武町の1市4町2村が平成17年4月に合併した市域は918.47km²の面積を持ち、北は岐阜県土岐市・瑞浪市・恵那市、長野県根羽村に、東は愛知県設楽町・新城市に、南は愛知県岡崎市・安城市・知立市に、西は愛知県刈谷市・みよし市・日進市・長久手町・瀬戸市に隣接する。

市域東部に位置する旧足助町（現・足助地区）の区域は、明治22年（1889）の町村制施行で東加茂郡中之御所村、今朝平村、足助村の3村が合併して足助村となり、翌年に足助町と改称、昭和30年（1955）にこの足助町が東加茂郡の阿摺村、賀茂村、盛岡村と合併して成立している。

本計画で「足助」と呼ぶのは、三河湾と信州を結んだ伊那街道に沿って、近世の足助村に発展した在郷町を基盤とする町並みである。



②足助の地勢

足助地区は、三河山地の特色である高原状の地形をもち、5段の小起伏面と段丘から成っている。地区の中央には、矢作川最大の支流である巴川が流れ、これに神越川、足助川などが合流している。

足助の町並みは、東から西へ蛇行しながら流れる足助川が、巴川と合流する付近に形成した河岸段丘上に位置する。町並みの北部には、標高300m前後の山々が東西に連なり、南部には西から東に飯盛山、真弓山が並ぶ。そのため、町並みの大部分は足助川右岸（北岸）に東西に長くのびるが、西部は足助川左岸（南岸）に形成され、西を巴川が、南を飯盛山が区切っている。

③近世までの足助の歴史

足助の町並み周辺には、縄文時代早期からの遺跡が残り、早くから人が住んでいたことがわかる。飯盛山は、古代の人々が神の天下る神聖な山として崇拝したものと考えられ、頂上にある数個の岩石は磐座であったと考えられている。また、巴川を挟んで足助の町並みの西に置かれる足助八幡宮（本殿が重要文化財）の創建は白鳳2年（7世紀中頃）と伝えられ、その由緒は飯盛山と関連することが知られている。

奈良時代以降、貴族や大寺院が開墾して荘園を広げていくと、三河の各地も次第にそれぞれの荘園に組み入れられていった。足助の地は、高橋新荘として11世紀末から12世紀初頭に皇室領である八條院領に組み入れられたとされる。平安時代末期には、高橋新荘の荘官の地位を得て尾張国山田荘から山田重長が移住し、足助氏を称した。当時は本領地の地名を名字とすることが慣習であったため、この頃には足助という地名がすでにあったものと推察される。高橋新荘は、室町時代以降の足助荘の前身と考えられており、旧東加茂郡北部及び北設楽郡、長野県根羽村などを含む広大な領域であった。足助という名称が確認できる最も古い文献は延慶4年（1311）のものであり、「足助政所」の名が記されている。

足助氏は、2代重秀から8代重政までが飯盛城に居城し、足助の町並みを取り巻くように連なる7城は足助氏の城と伝えられている。7代重範は、元弘の乱（1331）において後醍醐天皇が立てこもる笠置山籠城軍の総大将となったことで知られるが、足助氏の話は14世紀中ごろに追えなくなり、その頃の足助の様子を知る手がかりもほとんどない。しかし、足助八幡宮本殿（重要文化財）が文正元年（1466）に再建されていることは、それを可能とする勢力が足助の地に存在していたことを物語っている。やがて、西三河山間部一帯に勢力をもった三河鈴木の一統である鈴木氏が足助城（真弓山城）に入り、足助を支配する。戦国時代の足助城は、今川・松平・武田氏などによる戦乱の中に巻き込まれていったが、最終的には鈴木氏の領有に戻っている。鈴木氏は徳川家康の関東入国に従い、足助城は廃城となった。

近世初期の足助は、天領・大名領・旗本領と領主の交代を繰り返したが、天和元年（1681）に本多家が旗本として5千石（のち7千石～1万石）で足助に入封し、幕末に至るまで領有が続いた。

④町並みの成立と発展

足助は、三河湾と信州の伊那谷、すなわち海と山を結ぶ重要な中継地点に当たる。町並み周辺に数多く分布する縄文時代遺跡は、この地に古くから人々の集住があったことを物語っているが、これらの遺跡からは長野県和田峠周辺の産出と考えられる黒曜石が出土しており、

縄文時代から信州との交流があったことをうかがわせている。

町並みの下に眠る遺跡からは、白鳳時代から鎌倉時代にかけての遺物が出土している。古文書等の資料からも、室町時代中期頃までには足助地区にいくつかの村が形成され、結束が強められていったと考えられる。天正年間（1573～91）頃には、現在の町並みにつながる町場が形成されつつあったようで、松平家忠の遺した「家忠日記」からは、足助で漆や綿の商取引が行われていたことがわかる。現在の西町東部は「古町」と呼ばれており、由緒を中世まで遡る普光寺との関係、道路の取り付き方、変則的な地割り、舟運における利便性等から、中世にはこの辺りに集落が存在していた可能性がうかがえる。

しかし、足助川左岸（南岸）は土地が限られていたことから、その後の町並みは、足助川の右岸に発展していったと考えられる。寛永6年（1629）の検地帳は、当時の足助村が西町、東町（現・本町）、新町、田町の4町と、宮平（現・宮町）、落部（現・西町）、岩崎（現・田町）その他からなっていたことを示している。天和元年（1681）には東町東端に陣屋が置かれ、これ以後、東町は本町と称せられるようになったとされる。

三河から足助を通り、信州（長野県）の根羽、平谷、浪合、飯田、伊那に至る道は、縄文時代には人々が黒曜石を運んだとされる古い道筋である。この道は近世に入ると、伊那街道、中馬街道などと呼ばれ、中山道の脇街道として物資運搬や庶民通行の道として栄えた。

塩をはじめとする物資は、川船で矢作川本流をのぼって古鼠（豊田市扶桑町）まで、あるいは巴川をのぼって平古（豊田市岩倉町）まで運ばれ、そこから馬の背に載せられて足助に運ばれた。足助から先の信州への道のりは、さらに険しい峠を越えて物資を運ぶことになるため、足助に集められた各地の塩は、山道の輸送に耐えられるように、塩俵の包装を整える作業が行われた。信州の伊那地方では、こうして運ばれる塩を「足助塩」「足助直し」と呼び、伊那街道は「塩の道」とも呼ばれることとなった。

舟運や中馬等の発達により、元禄期（1688～1704）頃には商品流通がますます盛んになり、足助村は宿場的要素に加えて商業の中心的性格を強め、次第に在郷町としての景観を整えるようになった。その結果、足助町と呼ばれたり、私文書に「町」の名称が使われるようになり、また、自治組織も整えられていった。

元禄期を過ぎる頃から、領主階級が全国的に財政の窮乏をきたすようになり、本多家も足助村の商人に御用金の調達を頻繁に命じるようになった。御用金調達商人には種々の特権が与えられたため、前田家、山田家をはじめとする門閥的豪商とでもいべき商人が成長するようになった。豪商の台頭は商品流通の拡大を促し、足助の重要性をさらに高めていった。

文化文政期（1804～30）になると、足助村及びその周辺の生産物を扱う新しい商人が台頭する。例えば鈴木利兵衛（紙）、小出権三郎（酒・味噌）などであり、彼らは三河湾沿岸の新田開発にも乗り出している。有力商人たちが、農民の生産物を商品化するとともに、農民の必要とするものを供給するなどして、足助を中心とする経済圏を築きあげるようになると、それに比例するかのごとく軒数も増加し、文化文政期から明治期にかけて多くの町家が建てられ、建造物群として集積された。

足助村は、安永4年（1775）に大火に見舞われている。江戸時代前期から足助大火頃までは概ね150～180軒の間で増減していた軒数が、18世紀末頃に急増し、江戸時代後期には概ね250軒を前後する規模となっている。また、明治3年（1870）の軒数は335軒とされる。18世紀前半の景観を描いたと考えられる「足助村絵図」では、伊那街道沿いのみが町並みとして表記され、新町、本町の北側、山際の土地は宅地化されていなかったことがうかがえるが、

明治17年（1884）の地籍図においてはこの部分も宅地とされており、近世末期から近代初頭にかけての町並みの広がりをはかることができる。また、この時期には、足助川の川岸に石垣を築き、川に張り出すようにして座敷などが建てられるようになり、現在の足助川沿いに見られる特徴的な町並み景観が作られていくことになった。

⑤近代以降の足助

近代に入ると、明治11年（1878）に東加茂郡役所が設置され、足助は三河地域の行政の中心地のひとつとなった。伊那街道は、明治中期に新町西側と田町東側が付け替えられ、新しい街道（新道）沿いに新たな町並みが形成された。

明治44年（1911）に国鉄中央線が全線開通すると、飯田周辺への物資は塩尻まわりが中心となり、信州への物資輸送基地としての機能は衰退した。しかし、その後は東加茂郡での林業の発展や、養蚕業・生糸業・産馬の勃興、近隣での薪炭・竹等の資源価値の高揚などを背景として、それらの流通市場を集積するとともに金融の中心となり、在郷町としての性格をより強く保持しながら歩み続けることになった。また、明治後期（日露戦争以後）以降には、こうした産業に関わる人で賑わう宿屋・飲食店・置屋などの歓楽街としての側面も持つこととなった。

町並みの南西に隣接する巴川沿いの香嵐渓は、東海地方随一の紅葉の名所として知られる。もとは、寛永11年（1634）に香積寺十一世参栄和尚によりもみじが植えられたことに始まり、大正12年（1923）頃から昭和にかけて、青年団が中心となって巴川兩岸に町ぐるみで植樹を行った。もみじ等の紅葉樹は数千本を数えるに至り、昭和5年（1930）に香嵐渓と命名された。伊那街道は香嵐渓への観光客を受け入れるバス路線として、戦前の観光ブームを支えた。足助の町並みにはバス路線の営業所・停留所などが整備され、進取の気風をもった在郷町らしく、バスターミナル周辺には観光客も相手にした洋式の飲食店などが店を構えた。また、昭和5年の足助大橋完成に伴い、県道飯田街道（旧伊那街道）は巴川左岸の現国道153号に付け替えられた。足助の町並みは、次第に主要交通路から外れていくことになったが、そのことが現在まで町並みが残る一つの背景となっている。

（2）保存地区の現況

旧東加茂郡足助町では、住民や行政が昭和50年代からさまざまな町並み保存に取り組んできた。足助町の人口は、昭和25年（1950）を頂点とした後は減少を続け、過疎化が進行した。古い町並みが残る区域では空き家や空き地が目立ち始め、かつての繁栄した時代の面影が次第に失われていった。商店街の衰退と失われつつある町並みに危機感を抱いた住民は、昭和50年10月に町内の有志で「足助の町並みを守る会」を設立した。守る会や足助町は、講演会やシンポジウム開催などの啓発活動のほかに現況調査を行い、昭和53年には調査報告書『足助の町並』を刊行している。また、同年には「第1回全国町並みゼミ」を名古屋市の有松と共同開催し、全国から町並み事業関係者を迎えた。町並み保存に対する住民の機運も高まり、建造物の新增改築には町並みに配慮しようという意識が生まれ、町家が守られてきた。その活動は、平成5年に発足した「足助まちづくりの会」に引き継がれた。

まちづくりの会と足助町は、平成6年に「足助の街づくりに関する要綱」及び「足助の街づくり規範」を制定し、修景整備の基準を定めた。平成6年度から平成16年度には、

「街なみ環境整備事業」を活用した「足助らしさを活かすまちづくり事業」に取り組み、町並みの保存や環境整備を進めた。その結果、足助の歴史的町並みの景観を大きく阻害するような建造物の新增改築は抑制され、伝統的建造物群としての価値が概ね保たれてきた。

平成17年に足助町は豊田市に編入されたが、歴史的な町並みの変容や高齢化・過疎化に伴う危機感も高く、地域住民、商工会、観光協会など足助のまちづくりに携わる組織を総括した「足助まちづくり推進協議会」が結成された。協議会の中に平成19年に設置された「まちづくり部会」は、「景観まちづくりルール」などを作成し、豊田市はそれを受ける形で、平成22年3月に「豊田市景観計画」を改正し、「足助景観重点地区」を指定した（「保存地区の設定」参照）。また、平成22年5月には建築行為等の事前相談機関として、「足助町並み景観相談会」が組織されている。

それらと並行して、平成20年には協議会の中に「伝統的建造物群保存地区制度推進部会」が設置され、伝統的建造物群保存地区制度の導入、活用に向けた活動が進められた。

（３）保存地区の設定

①豊田市景観計画

豊田市では、「本市を取り巻く社会的変化や時代の要請などに対応し、景観形成の方向性を示し、市民や事業者と行政が一体となって、豊田らしい魅力のある景観づくりに取り組んでいく」ことを目的とし、景観法に基づく景観計画を平成20年3月に策定した。

景観計画の区域は市全域であり、「人と自然と産業が響きあういちばん美しいまち」を目指すべき景観像に掲げつつ、「生命を育み環境を守る自然景観づくり」「豊かな心を育む生活景観づくり」「活力を生み出す産業景観づくり」「文化を培う歴史景観づくり」を4つの基本目標としている。また、市内全域を「一体的市街地誘導ゾーン」「田園都市共生ゾーン」「都市近郊自然共生ゾーン」「森林環境共生ゾーン」の4つに区分し、それぞれについて景観形成のための方針、行為の制限等を定めた。

旧足助町を含む市域東部は森林環境共生ゾーンに含まれる。このゾーンでは、建築物の新築・増築・改築若しくは移転、外観の変更を伴う修繕若しくは模様替え又は色彩の変更等を行う際、（i）高さ10mを超えるもの、（ii）建築面積500㎡を超えるもの、（iii）立面積500㎡を超えるもの、のいずれかに該当する場合には、事前の届出が義務付けられ、景観形成基準への適否が確認される。一定規模以上の工作物の建築及び土地の区画形質の変更等についても同様である。

②足助景観重点地区

豊田市では平成22年3月に豊田市景観計画を改正し、前述の森林環境共生ゾーンのうち、江戸時代から明治期に「塩の道」として栄えた中馬街道（旧街道筋）沿いに発展した町並みと、その周辺の山林を山の稜線を含む字界で区切る範囲を「足助景観重点地区」とした。景観計画では、足助景観重点地区を以下の8つにゾーニングし、景観形成の方針及び基準を定めている。

番号	名 称	基本方針
①	松栄町国道筋ゾーン	国道153号からの山並みへの眺望を活かし、旧街道筋のまちなみへの誘導口として魅力的な景観を形成します。
②	香嵐溪入口ゾーン	旧街道筋と香嵐溪への誘導拠点として、旧街道筋のまちなみと調和した景観を形成します。

③-1	町並みゾーン (旧街道筋)	旧街道筋からの山並みへの眺望と足助地区の伝統的な建築様式を持つ家屋や郷蔵等の歴史的建造物が連続する景観を活かし、足助地区の歴史的なまちなみの核として魅力的な景観を形成します。
③-2	町並みゾーン (旧街道筋以外)	足助地区の伝統的な建築様式を持つ家屋が連続する景観や足助川沿いの情景、旧街道筋につづく小路の風情を活かし、歴史的なまちなみ景観を形成します。
④	陣屋・寺町ゾーン	神社仏閣と閑静なまちなみが一体となった景観を活かし、旧街道筋の歴史的な趣が感じられる景観を形成します。
⑤	文教ゾーン	まちなみと周囲の真弓山や飯盛山などの山林が一体となって形成された景観を保全し、旧街道筋の歴史的なまちなみ景観と調和した魅力的な景観を形成します。
⑥	新王町ゾーン	足助地区の伝統的な建築様式を持つ家屋や神社仏閣と山並みや足助川が織り成す景観を活かし、旧街道筋の歴史的なまちなみと一体となった景観を形成します。
⑦	飯盛山ゾーン	緑豊かな飯盛山と巴川が一体となった美しい自然景観を保全、活用し、足助地区の観光資源として魅力的な景観を形成します。
⑧	山並みゾーン	豊かな自然景観を適切に保全し、まちなみ景観の借景としての魅力的な景観を形成します。

③保存地区

保存地区は、上述の8つのゾーンのうち、近世から近代にかけての伝統的な建造物が密度高く残り、特色ある歴史的な景観が残されている「町並みゾーン（旧街道筋）」、「町並みゾーン（旧街道筋以外）」及び「陣屋・寺町ゾーン」の全域に該当する。

これは、寛永6年検地帳から、すでに相当規模の町並みを形成していたことがわかる田町、東町（現・本町）、西町、新町を中心とする区域であり、東西はそれぞれ、伊那街道沿いに残る役行者石像（西：落合、東：今朝平橋付近）を目印として区切り、北は宗恩寺、陣屋跡、観音寺等を含めた山裾までとする。南は東部を足助川の左岸（南岸）で、西部を飯盛山の山裾で区切る。

景観法第69条第1項に基づき、伝統的建造物群保存地区内にある建築物については、景観地区（足助景観重点地区）内の建築物に係る形態意匠の制限等が適用されないこととなるが、その内容は本保存計画の中で発展的に引き継がれている。

（４）保存地区の特色

①町並みの骨格

保存地区は、南北を山で挟まれた足助川の谷筋に位置する段丘上に広がる。足助川が蛇行しながら東から西に流れ、保存地区西端で巴川と合流しているため、地区の西側では足助川の左岸（南岸）に、東側では右岸（北岸）に町並みが形成され、左岸に西町、右岸には西から東に新町、本町、田町が並ぶ。保存地区北部の高台には普光寺、宗恩寺、慶安寺、観音寺等が置かれる。

巴川右岸に沿って西端から保存地区に入る伊那街道は、足助川が巴川と合流する手前で落合橋を渡って西町に入り、東へ折れて西町の中心を通り、北へ折れて中橋を渡って新町に入り、再び東に折れて複雑に屈曲しながら本町、田町を貫く。田町においては、足助川に向かって南流するおせん川を越えると南に折れて足助川まで下り、再び東に折れて川沿いを上流に向かってのぼる。明治期には伊那街道の屈折を解消する形で、新町の西側と田町の東側に新道が敷設されている。保存地区においては、この伊那街道と新道が主たる道路となっており、これらから山麓部に上がる、または足助川に下る小路が南北にとりつく。明治期の新道

を除き、この道路網は、概ね近世に形成されたものを引き継いでいる。

敷地は間口が狭く奥行きが長い、南北に細長い形状を基本とし、間口は3～7間規模、奥行きは14～22間規模を通例とするが、足助川右岸（北岸）の山際及び東西端部においては必ずしもこの限りではない。特に、狭い土地に斜面を開削して新道を敷設した東西端部では、敷地奥行きが極めて短くなるため、背面にシタヤ（地下階）を設けた木造3階建てが見られる。

山と川に挟まれる限られた土地に切土や盛土を行って宅地造成がなされたため、等高線に合わせて、あるいはこれと直行する方向に石垣が築かれ、これが家屋や塀等の基礎を兼ねることもある。足助の歴史的な町並みの骨格をつくりあげているのは、これらの山、川、道路及び敷地割り、石垣等である。

②伝統的な敷地の使い方と足助の町並み

保存地区内の建物の大半は木造であり、その多くは2階建て、もしくは平屋である。中でも、伊那街道沿いには、伝統的な形式を示す江戸時代から昭和前期頃までの町家が密度高く並んでおり、特に新町東部から本町及び田町西部にかけては江戸時代の町家の残りが良い。建築年代が判明するものには、安永4年（1775）の大火の翌年に建てたとされる紙屋鈴木家住宅（本町）及び藤屋鈴木家住宅（田町）をはじめとし、中澤家住宅（田町、1804・棟札）、中根家住宅（本町、1815・普請帳）、大山家住宅（本町、1818・祈祷札）などがある。

伊那街道沿いでは、短冊状の敷地に主屋を間口いっぱい建て、その背後に付属屋を1列もしくは2列に並べる。いずれの場合も、主屋のすぐ後ろには台所、便所・風呂等のユーティリティを、敷地最奥部には離れ座敷や土蔵の類を置くのが一般的な敷地の使い方である。付属屋を2列に並べる場合には、両側の隣地境界に沿うように建て、敷地の中央筋には「ナカドオリ」と呼ばれる通路を設ける。間口の広い敷地では、伊那街道に面して主屋と土蔵を並べる場合もある。

足助川左岸（南岸）が比較的平坦であるのに対し、右岸（北岸）は斜面地となっており、敷地内に地盤の高低差が生じる。伊那街道の路面高と比較し、川側は地盤が低くなるため、敷地奥部の建物には1層もしくは2層のシタヤを設けることが珍しくない。特に、明治期に敷設された新道沿いにおいては、通りに面する景観は基本的に伊那街道沿いと同様であるものの、全体に敷地の奥行きが短く付属屋を置くことができないため、川に面してシタヤを設けて敷地の狭さが補われている。川に面して置く建物は離れが多く、川側の壁面は真壁板張りもしくは漆喰塗りとして石垣と面を合わせ、開口部を大きくとって庇を設け、場合によっては縁台を張り出し、開放的な川沿いの景観をつくりあげている。

一方、伊那街道沿いの山側では敷地を数段に造成して付属屋を高い位置に建てるため、隣接する主屋と付属屋、及び付属屋と付属屋は階を違えながら接続し、敷地の中に1層程度のシタヤを設けるなど、複雑な敷地景観を呈している。敷地の最奥部には離れや土蔵の類を置き、開口をあまり設けないため、裏通りの景観はむしろ閉鎖的である。このことは、足助川左岸（南岸）の西町においても同様である。

また、南北に通る小路は坂道となり、宅地を造成する石積みが段状に現れ、主屋の妻壁、土蔵その他の付属屋の平壁及び軒先が高さを変えながら連なり、閉鎖的ではありながら変化に富んだ景観をつくりあげている。

このように、足助の歴史的な町並みを考える上では、地形の敷地形状及び高低差に応じた

建物配置と高さ関係が極めて重要な要素となり、これが、伊那街道及び新道沿いの景観、足助川沿いの景観、山側の通りの景観、小路の景観などにそれぞれの特徴をもたらしている。

③山裾の町並み

伊那街道から離れた新町、本町、田町の北側、山裾の区域は、かつての陣屋跡地を含み、高台に寺院が建てられ、歴史的にも、景観的にも重要である。山裾に沿って普光寺、宗恩寺、旧陣屋跡をつなぐ小路、宗恩寺への参道となる南北の小路は、近世の絵図にも見られる歴史の道である。普光寺、宗恩寺、旧陣屋跡が囲む区域は、足助村絵図（18世紀初頭）には畑地のように描かれているが、徐々に生業に関わる施設や商家の使用人の居宅が建てられ、現在は伝統的な建築は少ないながらも、2階建てまたは平屋の木造住宅を中心とする落ち着いた住区が形成されている。

④高台から見る町並み

南北を山並みで挟まれる保存地区は、宗恩寺、観音山、飯盛山をはじめ、高台から町を見下ろす視点場を多く有している。伊那街道と新道、足助川等が成す東西の筋、伝統的な敷地の使い方が生み出す屋根の棟の規則的な配置、いぶし瓦の銀色の光沢がもたらす色の統一感等も、足助の歴史的風致を示す重要な要素である。

（５）伝統的な建造物群の特性

①伝統的建造物（建築物－住宅）

保存地区内の伝統的建造物群を構成する伝統的建造物の大半は、町家の形式をとる主屋と、土蔵、離れ等の付属屋であり、文化文政期から明治期前半にかけて建てられたものが多い。

伝統的な主屋は木造2階建てを基本とし、1階には庇を設ける。近世の町家であっても、軒高は比較的高い。屋根の形態は切妻造が多く、入母屋造も見られる。安永4年（1775）の大火直後から棧瓦葺きが普及したことにより、屋根や庇はいぶし瓦の棧瓦で葺かれ、屋根勾配は5～6寸が通例である。平入と妻入が混在するが、これは敷地規模及び形状とも関連し、間口が5間以下で敷地の奥行きが深い場合に妻入となる傾向が見られる。また、妻入の主屋の中には、もとは土蔵等の付属屋であった可能性がうかがえるものもある。

平面は、通り土間に沿って部屋を1列もしくは2列にならべる形式を基本とする。土間は足助川上流側（東側）に置くことが多いが、江戸時代のものでも下流側（西側）に設けているものが見られる。正面外観は1階を蔭戸、2階は虫籠窓、格子窓、出格子などとし、土間位置の2階正面を壁として小窓を設けるものもある。しかし、近代から現代にかけての商業形態や生活様式の変化により、現在は、正面ミセ部分を土間とする、蔭戸を引違い戸とするなどの改変も多く見られる。

壁は正面全部又は庇屋根以上の壁面を軒裏と共に塗籠め、漆喰で仕上げるものが多い。正面外壁だけではなく、側壁を塗籠めて漆喰塗りとしているものが見られるところに防火の意識が汲み取れる。真壁造りの場合でも、正面は漆喰仕上げを基本とする。外観における装飾的な要素は相対的に薄いものの、内部の柱や横架材に良質な大材を用いて充実した構造を見せ、近世後期から明治期にかけての富の蓄積をうかがうことができる。とりわけ、小屋組みの重厚さは、足助の伝統的な主屋の大きな特徴である。

なお、足助の町並みには、紙屋鈴木家住宅（本町）を代表とする鍔葺き形式の建物が残さ

れている。これらは安永の大火前の建物形式を伝えている可能性が高く重要である。

付属屋は土蔵を除き、真壁造とするものが多い。屋根は切妻造又は入母屋造、棧瓦葺とし、壁は漆喰塗りで仕上げるか、もしくは板壁とするのが通例である。付属屋は、棟を敷地の奥行き方向に合わせて置くが、敷地尻に建てる離れ等に関しては、川や通りに平面を見せる場合と、妻面を見せる場合の両方が見られる。

②伝統的建造物（建築物―社寺建築）

保存地区内には、新町の普光寺（本堂、玄関、庫裏、不動閣、円通閣、山門）、宗恩寺（本堂、鐘楼）、田町の慶安寺（本堂、庫裏、鐘楼、山門）が北部の山裾に境内を開き、また、伊那街道沿いに新町の天王社、本町の地藏堂や、新町の馬頭観音の祠が置かれる。

これらの多くは近世から明治期・大正期にかけてつくられている。棟札等を残すものもあり、足助の歴史や信仰、経済的・社会的繁栄の状況、普請に関わった大工や工匠等を知る上で有益であると共に、町家と一体となって歴史的町並みを構成する要素として重要である。

特に入母屋造茅葺の普光寺本堂（1727）及び一間薬医門の慶安寺山門（1773）は、安永4年（1775）の大火以前の建築であり、火災以前の建築や大火における類焼範囲等を知る手がかりとなる。

普光寺庫裏（明治中期、1975改造）及び山門（江戸末期と推定）は、慶安寺の庫裏（1826）及び山門との共通点を多く見出すことができ、これらを模したものと考えられる。

宗恩寺本堂（1829）は、中型真宗本堂の典型的間取りを示し、装飾も江戸時代後期の真宗本堂の特徴をよく表している。鐘楼（1911）は丁寧に造られた斗拱や彫刻に見るべきものがあり、石垣上に建つ姿は壮麗で、足助八景の一つとして親しまれている。

③伝統的建造物（工作物）

石垣は保存地区において、町並みを構成する重要な要素である。

特に足助川沿いにおいては、宅地を形成する石垣が大きな面積で現れ、建物と一体となって川沿いの景観をつくりあげている。これらの石垣は、宅地ごとに形成されたと考えられ、自然石を用いる場合、加工石を用いる場合の両方が見られる。また積み方も乱積み、谷積み、布積みなど様々であるが、若干の違いを許しながら概ね揃う壁面の位置や傾斜、石材の大きさや色合いが、全体の一体性をもたらしている。また、河岸に降りるための石段も、生活と川との繋がりを景観に反映する重要な遺構である。

山際の河岸段丘に町場を開いた足助においては、山からの清水及び雨水を川に確実に流すことが防災上重要であり、道路や敷地境に沿って排水溝網を発展させてきた。排水溝の側壁を成す石積みは、足助の町立てにおける計画概念や敷地割りの状況を伝えるものであり、景観要素としても貴重である。

石造物では保存地区西端の馬頭観音及び牛馬攝待水と彫られた水鉢、西町の道標、常夜灯などが残る。これらは伊那街道の中継地として足助の位置づけを物語るものであり、足助の歴史的町並みを維持する上で欠かすことのできない要素である。

④環境物件

保存地区においては、樹木等が町並みに彩りを添え、伝統的建造物群と一体となって足助の歴史的町並みの景観を形成している。

3. 保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の特定

(1) 伝統的建造物（図 2・3、表 1・2 参照）

保存地区内に所在する江戸時代から概ね昭和 30 年までに造られた建築物その他の工作物のうち、伝統的な特性を維持していると認められるもの、足助の生活文化の変遷を良く表すもの等を「伝統的建造物」として特定する。

(2) 環境物件

伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、特に必要があると認められる自然物その他の物件を「環境物件」として特定する。

4. 保存地区内における伝統的建造物等の保存整備計画

(1) 保存整備の基本方針

足助の歴史的町並みを保全するため、許可基準（表 4）の適切な運用を図ると共に、以下の通り、伝統的建造物の修理、環境物件の復旧、その他の建造物や物件、土地の形質等の修景に努める。また、住民の生活環境を改善するとともに、空き家等の活用を図り、若者や高齢者が住みやすい、生活感のあるまちづくりを推進する。

(2) 保存整備の進め方

保存地区内の建造物については、通り、足助川沿い、周囲の山などから通常望見できる部分の景観について特に配慮する。また、防災及び活用の観点から十分な検討を行う。保存整備の実施にあたっては、「豊田市伝統的建造物群保存地区保存審議会」及び「足助町並み景観相談会」に諮る。

(3) 保存整備計画

①伝統的建造物の修理

伝統的建造物の修理にあたっては、以下の事項に留意し、修理基準（表 3）の適切な運用に努める。

- 修理に際しては、伝統的建造物の破損状況、技法、変遷等について十分な調査及び記録を行い、設計及び工事仕様に反映させる。
- 修理に際しては、できるだけ古材の再利用に努める。
- 復原を行うにあたっては、当該建造物の変遷に加え、町並みの変遷についても十分考慮した時代設定を行う。復原に際して不明な点が残る場合には、類例を参考に整備することを基本とする。
- 修理に際しては、必要に応じて構造補強や防火の措置等を行う。この場合、伝統的な工法を尊重し、外観及び主要な構造材への影響が最小となるよう努める。
- 一般公開などの条件が整うものにあつては、建物内部の保存修理を積極的に検討する。

②伝統的建造物以外の建築物等の修景

伝統的建造物以外の建築物及び工作物については、修景基準（表 4）の適切な運用により、足助の歴史的町並みの景観の維持向上に努める。

③環境物件の復旧

環境物件として定めた樹木等については、復旧基準（表 3）の適切な運用により、足助の歴史的町並みの景観の保存に努める。

④その他の物件の整備

環境物件以外の環境要素や土地の形質等については、足助の歴史的町並みの景観の維持向上に配慮した整備に努める。

5. 保存地区内における伝統的建造物等に係る助成措置等

（１）経費の補助

建造物等の修理、修景、復旧及び管理等に要する経費については、別に定める「豊田市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱」に基づき補助する。

（２）技術的支援

建造物等の修理、修景、復旧及び管理等に必要な技術的支援、指導及び助言を「足助町並み景観相談会」等を活用して行う。

（３）固定資産税の軽減

保存地区内の固定資産税について、その軽減を検討する。

6. 保存地区の保存、管理及び活用に必要な施設、設備及び環境の整備計画

（１）保存及び活用に要する施設等

①公開施設

保存地区内の代表的な伝統的建造物については、地域の歴史や伝統文化等の学習の場として公開に努める。これにあたり、歴史的町並みの保存及び活用のために必要がある場合には、買上げや借上げ又は寄附受納を行い、公開・活用を図る。個人が所有する伝統的建造物については、行事の開催等において建物内部や庭園の公開に協力を得られるよう、枠組みづくりに努める。

②管理施設、交流施設等

資料や物品の展示、来訪者の案内、情報の収集と発信、交流の促進、修理修景の相談・指導等を通して保存地区の保存と活用を促進できるよう、必要な施設の整備、充実を図る。その際には、伝統的建造物内部や敷地景観の復原整備を適切に図りつつ、公開しながら管理施設、交流施設等として活用すること、もしくは、保存地区内の空き地に歴史的風致に調和した施設を設置し、町並みの連続性を回復することを優先的に検討する。

③案内板、説明板等

保存地区の歴史や文化に係る理解の促進、管理や防災に係る意識の向上、来訪者の誘導等を適切に図ることができるよう、足助の歴史的町並みの景観に配慮した標識・案内板・説明板等を適切な箇所に設置する。

（２）防災に要する施設等

保存地区は、生活、生業の場であることから、歴史的風致に十分配慮しつつ、防災・減災に要する以下の取り組みを行う。

①防災計画の作成

保存地区は、木造建築が密集しており、火災に対する対策が不可欠である。また、豊田市は全市域が東海地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されていること、保存地区の中にはがけ崩れや土石流の危険が想定される箇所が含まれていること等から、防災対策の充実・強化を図る必要がある。保存地区においては、歴史的風致への特段の配慮が求められることから、防災計画を策定し、関係者との調整を図りながら、防災・減災のための対策を推進する。

また、保存地区住民、消防団等と共にわかりやすい防災マニュアルを策定し、防災・減災のための意識を高めると共に、情報を共有し、その取り組みを促進する。

②防災施設の整備等

火災の予防に対する地区住民及び来訪者の意識喚起を図ると共に、火災が生じた際に早期の発見・通報・覚知及び迅速な初期消火が確実に行えるよう、また、延焼防止、避難誘導等が確実に行えるよう、必要な設備の設置、建造物の難燃化の促進、避難経路の確保等に努める。

その他、防災計画等に基づき、地震災害、土砂災害等を防ぐもしくは減じるために必要な措置（石垣の安定化、斜面林の保全、排水路の整備等）を施す。

③防災意識の啓発等

所轄消防署や地元消防団等と協力して、保存地区及びその周辺の住民を対象とした防災演習、意識啓発等を行い、住民による自主的な防災活動を奨励、支援する。また、来訪者の火災予防意識の喚起に努めるとともに、保存地区内における喫煙マナーの向上に努める。

④点検及び維持管理

防災施設及び設備については、適宜点検を行い、良好な状態の維持に努める。

（３）環境の整備等

保存地区における歴史的風致の向上及び住環境の改善を図るため、以下の整備に努める。

①道路の整備

保存地区内の道路については、その歴史的な形状、幅員の維持に努めると共に、伝統的建造物の維持に適した高さにまで路面を切り下げることを基本とした整備を行う。また、歴史的風致と調和した舗装をほどこす。

②下水道施設の整備

下水道施設の整備を行い、生活環境及び河川景観の向上に努める。

③水路の整備

保存地区内の水路、特に暗渠化もしくは狭隘化した水路については、景観、環境、災害の観点から適切な整備を行う。

④公共施設の整備

公共施設は、歴史を活かしたまちづくりの先導的役割を担うものとして、適切な修景を行って活用を図る。

⑤公共駐車場の修景と整備

既存の住民用及び来訪者用の公共駐車場については、修景基準に倣った塀や門を設け、周囲の歴史的町並みとの調和を図る。また、新規に駐車場を配する場合には、保存地区外に設置することを基本とする。やむをえず保存地区内に整備する時には、伝統的な敷地規模を逸脱しない範囲で配置し、適切な修景をほどこす。

⑥電柱・架線等の整備

電柱・架線等は、移設、埋設を基本とし、各戸への配線については、歴史的風致の向上に配慮した整備に努める。

⑦トレイル（回遊散策路）の整備

公開施設や交流施設の利用促進、地域学習の促進、来訪者からの住民のプライバシーを保護するため、トレイルの設定及び整備を図る。

（４）周辺地域との一体的な整備

保存地区周辺には、香嵐溪、足助八幡宮、足助資料館、足助川左岸の町並み等があることから、回遊散策路の整備、交流施設や便益施設の整備等を図るに際しては、周辺地域との一体性を十分に考慮する。

（５）空き家の活用の促進

空き家となっている建物は、空き家所有者と定住希望者のマッチング事業である「あすけ^す住暮^{くら}楽^ら夢^むプラン」や、足助の暮らしを体験し、地域住民を知り、地域に魅力を感じた方を定住につなげる「足助定住体験住宅事業」などの利用を所有者に提案し、利活用の促進に努める。

図1 保存地区の区域

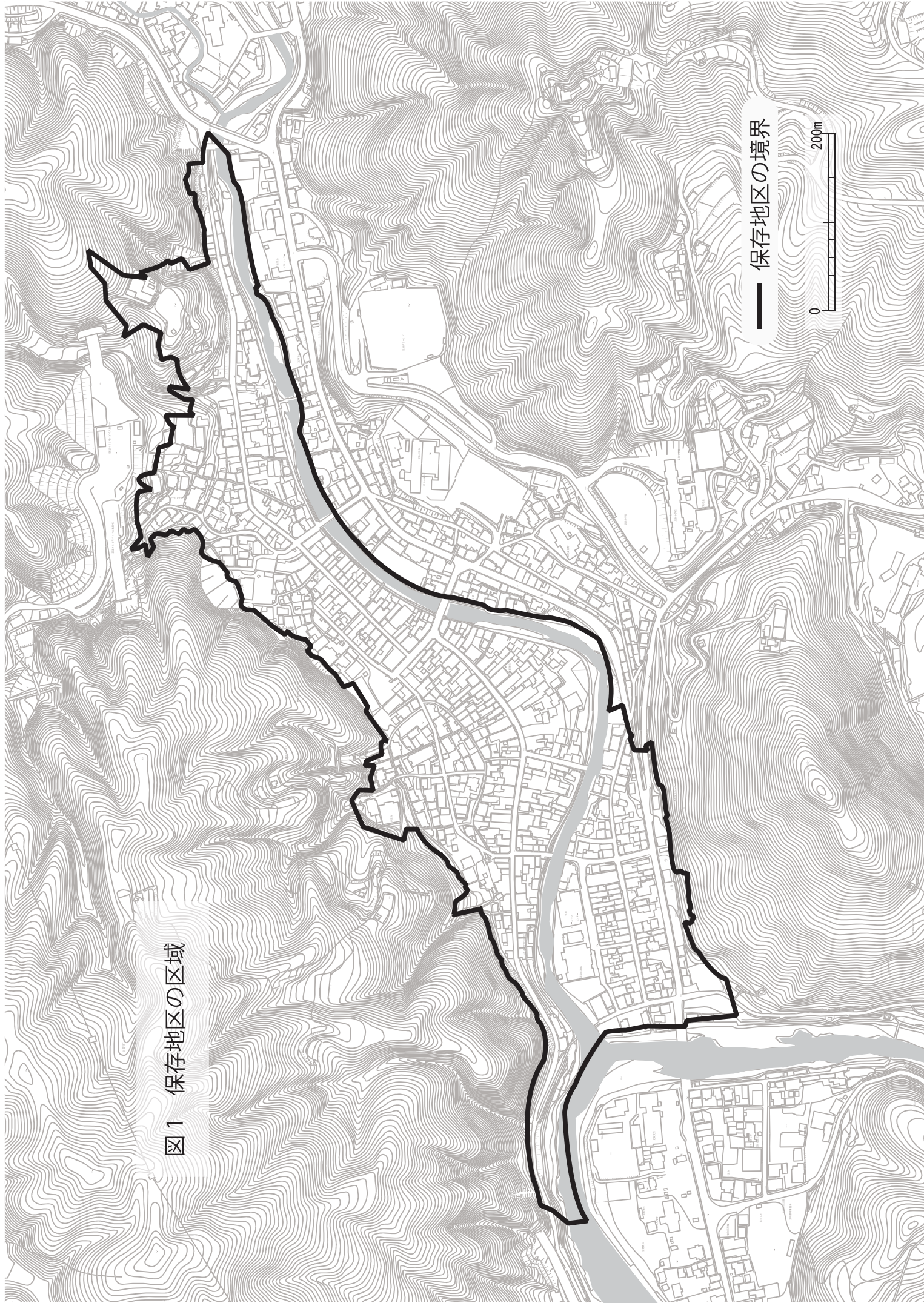


図2 伝統的建造物（建造物）の位置

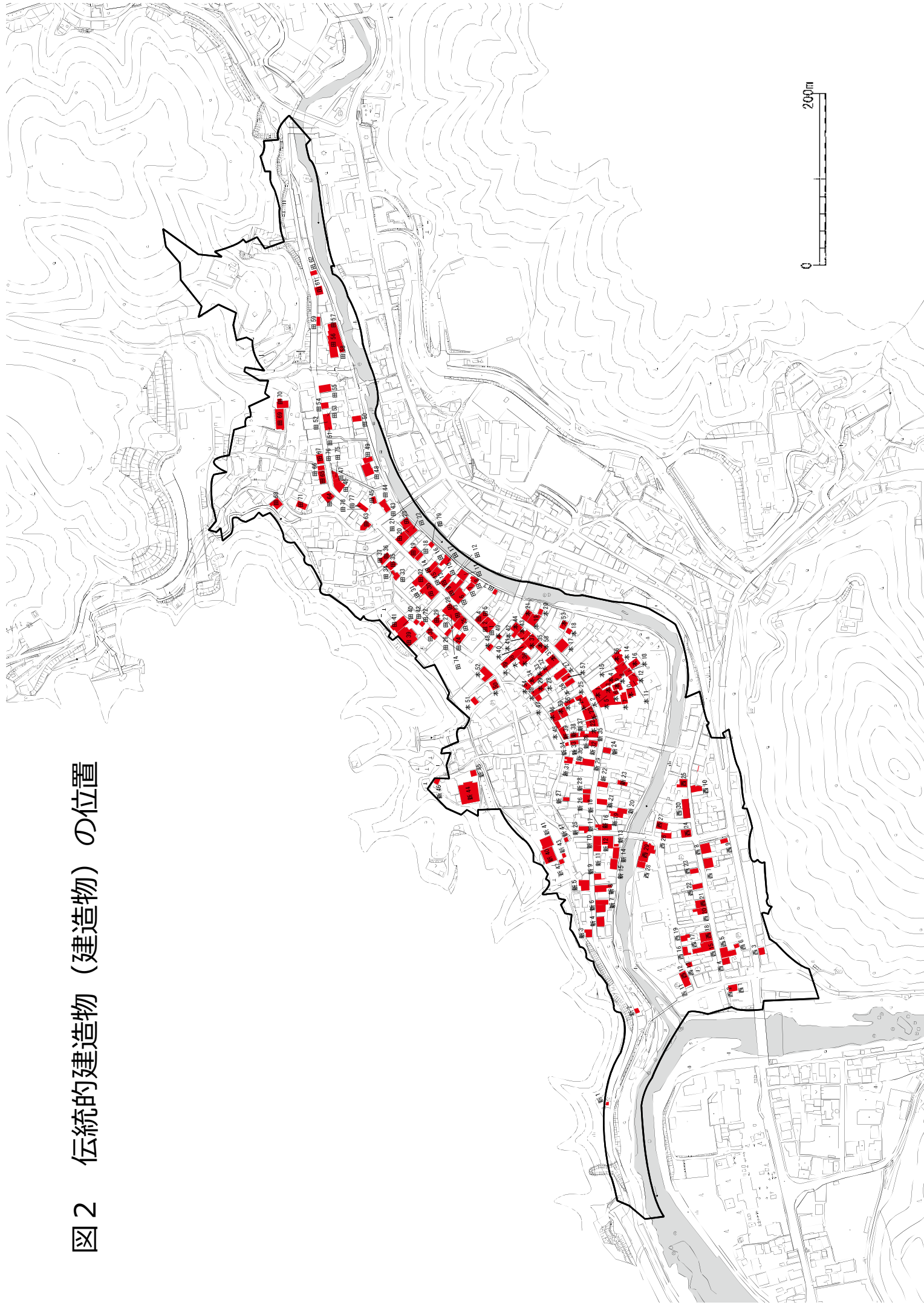


図3 伝統的建造物（工作物）の位置

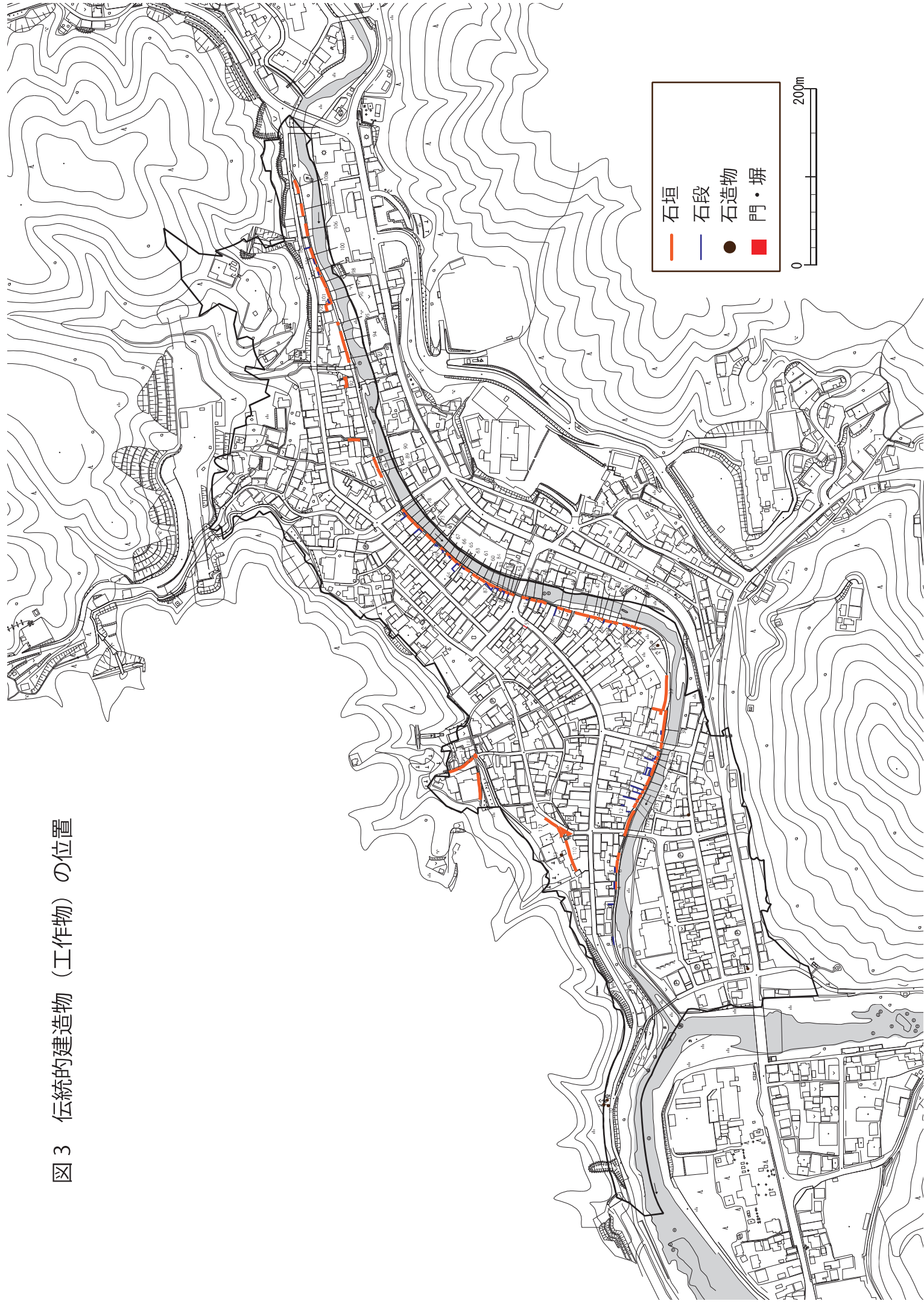


図4 街道
(旧伊那街道と明治中期の新道)
の位置

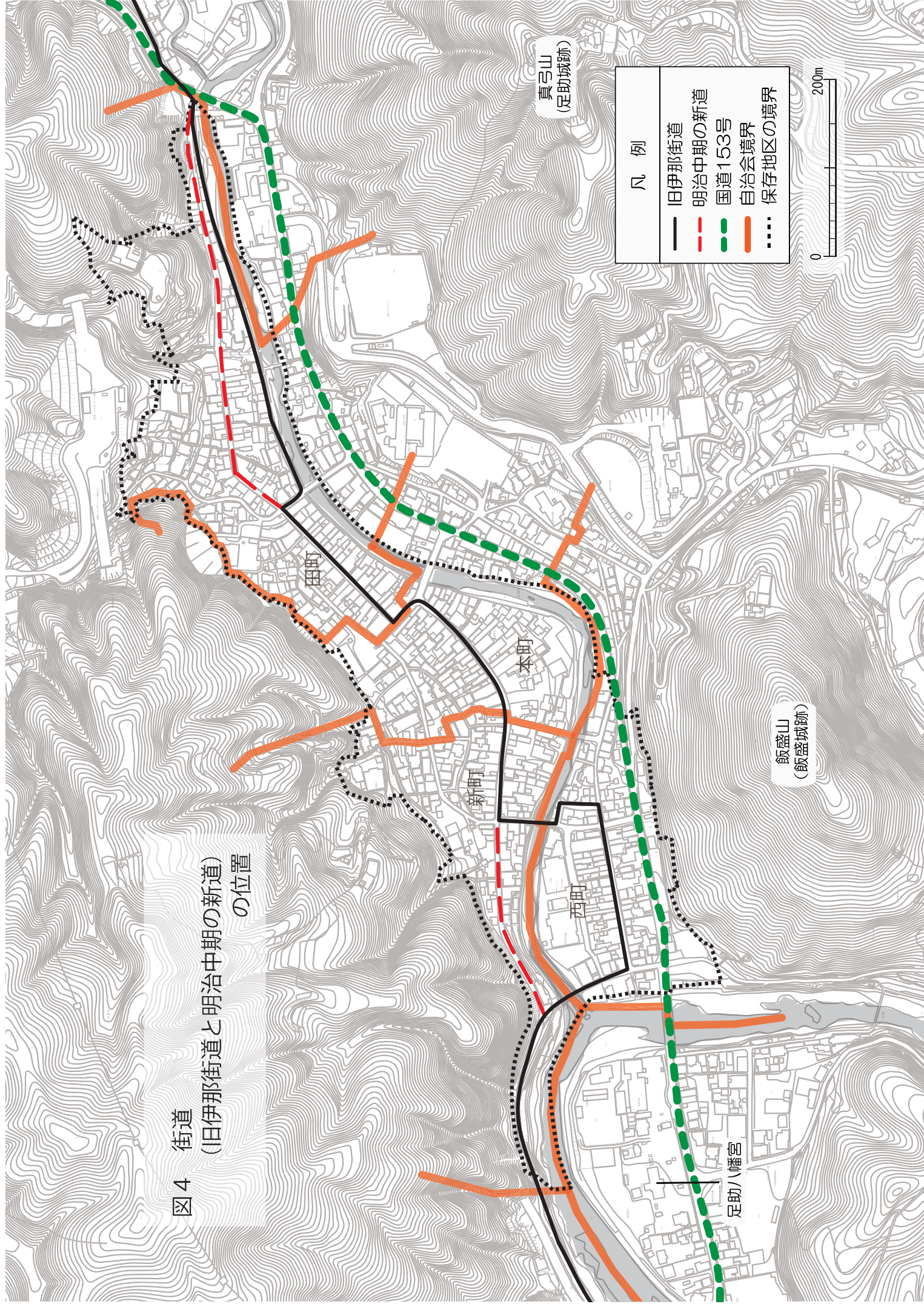


表1 伝統的建造物(建築物)

番号	保存計画番号	種別	員数	備考	所在地
1	西－1	主屋	1		足助町 西町26－10
2	西－2	主屋	1		足助町 西町26－4
3	西－3	主屋	1		足助町 飯盛25－43
4	西－4	主屋	1		足助町 西町26－5
5	西－5	主屋	1		足助町 西町25－1
6	西－6	土蔵	1		足助町 西町25－1
7	西－7	主屋	1		足助町 西町14－1
8	西－8	主屋	1		足助町 西町13－1
9	西－9	土蔵	1		足助町 西町13－1
10	西－10	主屋	1		足助町 飯盛5－2
11	西－11	主屋	1		足助町 蔵ノ前5－3
12	西－12	主屋	1		足助町 蔵ノ前5－3
13	西－13	土蔵	1		足助町 西町29－1
14	西－15	主屋	1		足助町 西町31
15	西－16	離れ	1		足助町 西町31
16	西－17	土蔵	1		足助町 西町31
17	西－18	主屋	1		足助町 西町32－1
18	西－19	主屋	1		足助町 西町32－1
19	西－20	主屋	1		足助町 西町35
20	西－21	主屋	1		足助町 西町36
21	西－22	主屋	1		足助町 西町38
22	西－23	主屋	1		足助町 西町41－1
23	西－24	主屋	1		足助町 西町45－3
24	西－25	主屋	1		足助町 西町3
25	西－26	主屋	1		足助町 西町45－1
26	西－27	主屋	1		足助町 西町47－1
27	西－28	主屋	1		足助町 西町22－2
28	西－29	主屋	1		足助町 西町48
29	西－30	主屋	1		足助町 西町8
30	新－1	祠	1	馬頭観音の雨覆	足助町 落合22－1
31	新－2	主屋	1		足助町 落合21－8
32	新－3	主屋	1		足助町 落合13－24
33	新－4	主屋	1		足助町 落合13－19
34	新－5	主屋	1		足助町 落合13－10
35	新－6	主屋	1		足助町 落合13－3
36	新－7	主屋	1		足助町 落合14－5
37	新－8	主屋	1		足助町 落合14－3
38	新－9	主屋	1		足助町 落合14－1
39	新－10	主屋	1		足助町 新町14－2
40	新－11	主屋	1		足助町 新町14－2
41	新－12	主屋	1		足助町 新町16
42	新－13	付属屋	1		足助町 新町16
43	新－14	離れ	1		足助町 新町16
44	新－15	離れ	1		足助町 新町16
45	新－16	主屋	1		足助町 新町20
46	新－17	天王社	1		足助町 新町21
47	新－18	土蔵	1		足助町 新町21
48	新－19	主屋	1		足助町 新町23－2
49	新－20	離れ	1		足助町 新町24－1
50	新－21	主屋	1		足助町 新町25
51	新－22	主屋	1		足助町 新町28
52	新－23	主屋	1		足助町 新町29－1
53	新－24	主屋	1		足助町 新町33
54	新－25	主屋	1		足助町 新町11
55	新－26	主屋	1		足助町 新町7－1
56	新－27	土蔵	1		足助町 新町7－1
57	新－28	主屋	1		足助町 新町7－1

表1 伝統的建造物(建築物)

番号	保存計画番号	種別	員数	備考	所在地
58	新-29	主屋	1		足助町 新町4
59	新-30	土蔵	1		足助町 新町4
60	新-31	離れ	1		足助町 新町4
61	新-32	主屋	1		足助町 新町2
62	新-33	土蔵	1		足助町 新町2
63	新-34	土蔵	1		足助町 新町2
64	新-35	主屋	1		足助町 新町1-4
65	新-36	離れ	1		足助町 新町1-4
66	新-37	離れ	1		足助町 新町1-4
67	新-38	土蔵	1		足助町 新町1-1
68	新-39	主屋	1		足助町 新町1-2
69	新-40	本堂	1	普光寺	足助町 天王5-1
70	新-41	庫裏	1	普光寺	足助町 天王5-1
71	新-42	円通閣	1	普光寺	足助町 天王5-1
72	新-43	不動閣	1	普光寺	足助町 天王5-1
73	新-44	本堂	1	宗恩寺	足助町 御所山1
74	新-45	鐘楼	1	宗恩寺	足助町 御所山1
75	新-46	土蔵	1	宗恩寺	足助町 御所山1
76	新-47	薬医門	1	普光寺	足助町 天王5-1
77	本-1	主屋	1		足助町 本町20
78	本-2	茶室	1		足助町 本町20
79	本-3	仏間座敷	1		足助町 本町20
80	本-4	釜屋	1		足助町 本町20
81	本-5	本座敷	1		足助町 本町20
82	本-6	新座敷	1		足助町 本町20
83	本-7	旦過寮	1		足助町 本町20
84	本-8	土蔵	1	新蔵	足助町 本町20
85	本-9	土蔵	1	上蔵	足助町 本町20
86	本-10	離れ	1	隠居屋	足助町 本町20
87	本-11	土蔵	1	味噌蔵	足助町 本町20
88	本-12	付属屋	1	門屋	足助町 本町20
89	本-13	土蔵	1	米蔵	足助町 本町20
90	本-14	土蔵	1	大蔵	足助町 本町20
91	本-15	土蔵	1	飾物蔵	足助町 本町20
92	本-16	付属屋	1	大工小屋	足助町 本町20
93	本-17	主屋	1		足助町 本町28-1
94	本-18	土蔵	1		足助町 本町28-1
95	本-19	主屋	1		足助町 本町32
96	本-20	土蔵	1		足助町 本町32
97	本-21	主屋	1		足助町 本町33
98	本-22	主屋	1		足助町 本町17-1
99	本-23	主屋	1		足助町 本町16-1
100	本-24	主屋	1		足助町 本町15
101	本-25	地蔵堂	1		足助町 本町14
102	本-26	主屋	1		足助町 本町12-1
103	本-27	主屋	1		足助町 本町10
104	本-28	土蔵	1		足助町 本町10
105	本-29	土蔵	1		足助町 本町10
106	本-30	離れ	1		足助町 本町10
107	本-31	主屋	1		足助町 本町8
108	本-32	土蔵	1		足助町 本町8
109	本-33	土蔵	1		足助町 本町8
110	本-34	土蔵	1		足助町 本町8
111	本-35	主屋	1		足助町 本町6
112	本-36	土蔵	1		足助町 本町6
113	本-37	主屋	1		足助町 本町5
114	本-38	土蔵	1		足助町 本町5

表1 伝統的建造物(建築物)

番号	保存計画番号	種別	員数	備考	所在地
115	本-39	客室棟	1		足助町 本町5
116	本-40	付属屋	1		足助町 本町5
117	本-41	主屋	1		足助町 本町4-1
118	本-42	主屋	1		足助町 本町4-5
119	本-43	座敷	1		足助町 本町4-9
120	本-44	主屋	1		足助町 本町4-6
121	本-45	主屋	1		足助町 本町16-3
122	本-46	主屋	1		足助町 本町15
123	本-47	主屋	1		足助町 本町11-2
124	本-48	主屋	1		足助町 本町4-3
125	本-49	主屋	1		足助町 本町2-1
126	本-50	主屋	1		足助町 陣屋跡24-4
127	本-51	土蔵	1		足助町 陣屋跡23
128	本-52	主屋	1		足助町 陣屋跡24-3
129	本-53	土蔵	1		足助町 本町29-1
130	本-54	付属屋	1		足助町 本町8
131	本-55	付属屋	1		足助町 本町14
132	本-56	主屋	1		足助町 本町21-1
133	本-57	主屋	1		足助町 本町11-1
134	本-58	主屋	1		足助町 本町6-3
135	本-59	付属屋	1		足助町 本町15
136	田-1	主屋	1		足助町 田町18-1
137	田-2	主屋	1		足助町 田町17
138	田-3	離れ	1		足助町 田町17
139	田-4	主屋	1		足助町 田町16-1
140	田-5	付属屋	1		足助町 田町16-1
141	田-6	主屋	1		足助町 田町13
142	田-7	土蔵	1		足助町 田町13
143	田-8	離れ	1		足助町 田町13
144	田-9	主屋	1		足助町 田町12
145	田-10	土蔵	1		足助町 田町12
146	田-11	離れ	1		足助町 田町12
147	田-12	離れ	1		足助町 田町12
148	田-13	主屋	1		足助町 田町11
149	田-14	主屋	1		足助町 田町9
150	田-15	塩座	1		足助町 田町10
151	田-16	離れ	1		足助町 田町10
152	田-17	土蔵	1		足助町 田町10
153	田-18	主屋	1		足助町 田町7
154	田-19	主屋	1		足助町 田町6-1
155	田-20	主屋	1		足助町 田町3
156	田-21	土蔵	1		足助町 田町3
157	田-22	離れ	1		足助町 田町3
158	田-23	離れ	1		足助町 田町2
159	田-24	離れ	1		足助町 田町21
160	田-25	主屋	1		足助町 田町22
161	田-26	土蔵	1		足助町 田町22
162	田-27	付属屋	1	便所	足助町 田町22
163	田-28	主屋	1		足助町 田町24
164	田-29	主屋	1		足助町 田町24
165	田-30	主屋	1		足助町 田町26-1
166	田-31	主屋	1		足助町 田町27-1
167	田-32	主屋	1		足助町 田町28-1
168	田-33	主屋	1		足助町 田町31
169	田-34	土蔵	1		足助町 田町31
170	田-35	主屋	1		足助町 田町32-2
171	田-36	離れ	1		足助町 田町33

表1 伝統的建造物(建築物)

番号	保存計画番号	種別	員数	備考	所在地
172	田-37	土蔵	1		足助町 田町33
173	田-38	離れ	1		足助町 陣屋跡19-1
174	田-39	本堂	1	慶安寺	足助町 陣屋跡18
175	田-40	書院	1	慶安寺	足助町 陣屋跡18
176	田-41	庫裏	1	慶安寺	足助町 陣屋跡18
177	田-42	鐘楼	1	慶安寺	足助町 陣屋跡18
178	田-43	主屋	1		足助町 石橋33
179	田-44	土蔵	1		足助町 石橋33
180	田-45	土蔵	1		足助町 石橋34-2
181	田-46	主屋	1		足助町 石橋30-3
182	田-47	主屋	1		足助町 石橋27-1
183	田-48	主屋	1		足助町 石橋14-2
184	田-49	離れ	1		足助町 石橋14-2
185	田-50	主屋	1		足助町 石橋11-2
186	田-51	主屋	1		足助町 石橋6-6
187	田-52	主屋	1		足助町 石橋6-7
188	田-53	主屋	1		足助町 石橋6-8
189	田-54	主屋	1		足助町 石橋6-10
190	田-55	主屋	1		足助町 石橋6-4
191	田-56	主屋	1		足助町 岩崎29-1
192	田-57	土蔵	1		足助町 岩崎29-1
193	田-58	土蔵	1		足助町 岩崎29-1
194	田-59	土蔵	1		足助町 石橋31-3
195	田-61	主屋	1		足助町 岩崎28
196	田-62	主屋	1		足助町 岩崎28
197	田-63	主屋	1		足助町 石橋39
198	田-64	主屋	1		足助町 石橋28
199	田-65	主屋	1		足助町 石橋27-4
200	田-66	主屋	1		足助町 石橋27-4
201	田-67	主屋	1		足助町 石橋15-4
202	田-68	主屋	1		足助町 石橋25-2
203	田-69	主屋	1		足助町 城山49-2
204	田-70	離れ	1		足助町 城山49-7
205	田-71	社務所	1	お釜稲荷	足助町 石橋28-5
206	田-72	薬医門	1	慶安寺	足助町 陣屋跡18
207	田-73	主屋	1		足助町 田町23-2
208	田-74	主屋	1		足助町 田町23-1
209	田-75	主屋	1		足助町 石橋27-1
210	田-76	付属屋	1		足助町 石橋27-1
211	田-77	主屋	1		足助町 石橋34-4
212	田-78	土蔵	1		足助町 石橋34-4
213	田-79	離れ	1		足助町 田町7

表2 伝統的建造物(工作物)

保存計画番号	種別	員数	備考	所在地
1	石段	1		足助町 落合19-4
2	石段	1		足助町 落合18-1
3	石段	1		足助町 落合17-2
4	石垣	1		足助町 落合17-2
5	石段	1		足助町 落合16
6	石垣	1		足助町 落合16
7	石垣	1		足助町 落合16-1
8	石造物	1	馬頭観音	足助町 落合22-1
9	石造物	1	芭蕉句碑	足助町 落合22-1
10	石造物	1	牛馬水鉢	足助町 落合22-1
11	石垣	1		足助町 新町18-2先法定外道路
				足助町 新町19-2先法定外道路
				足助町 新町22-1先法定外道路
				足助町 新町23-3先法定外道路
				足助町 新町23-2先法定外道路
				足助町 新町24-1先法定外道路
12	石段	1		足助町 新町23-2
13	石段	1		足助町 新町26
14	石垣	1		足助町 新町26
15	石垣	1		足助町 新町27-2
16	石垣	1		足助町 新町28-1
17	石垣	1		足助町 新町29-2
18	石段	1		足助町 新町29-1
				足助町 新町29-2
19	石垣	1		足助町 新町30-1
20	石段	1		足助町 新町31-1
21	石垣	1		足助町 新町31-1
				足助町 新町32-1
22	石段	1		足助町 新町33-1
23	石垣	1		足助町 新町33-1
24	石段	1		足助町 新町27-1
25	石造物	1	道標	足助町 西町8
26	石段	1		足助町 山王1
27	石垣	1		足助町 山王1
28	石垣	1		足助町 山王2-1
29	石段	1		足助町 山王5
30	石垣	1		足助町 山王5
31	石垣	1		足助町 山王5
32	石垣	1		足助町 山王5-3
				足助町 山王3
33	石垣	1		足助町 山王6-1
				足助町 山王9-1
34	石垣	1		足助町 山王13-13
				足助町 山王13-15
35	石段	1		足助町 山王13-13
36	石垣	1		足助町 山王13-1
				足助町 山王13-12
37	石段	1		足助町 山王13-12
38	石垣	1		足助町 山王18-1
39	石段	1		足助町 山王18-2
40	石垣	1		足助町 山王18-2
41	石段	1		足助町 本町27-1
42	石垣	1		足助町 本町27-1
43	石垣	1		足助町 本町28-2
44	石垣	1		足助町 本町29-3
45	石垣	1		足助町 本町29-4
46	石段	1		足助町 本町30

表2 伝統的建造物(工作物)

保存計画番号	種別	員数	備考	所在地
47	石段	1		足助町 本町32
48	石垣	1		足助町 本町32
49	石垣	1		足助町 本町33
50	石垣	1		足助町 本町34-1
				足助町 本町35-1
51	石段	1		足助町 本町35-1
52	塀	1		足助町 本町4-5
				足助町 本町4-9
53	門	1		足助町 本町4-9
54	石垣	1		足助町 本町37-2
55	石垣	1		足助町 本町27-2
56	石段	1		足助町 本町26-1
57	石垣	1		足助町 本町26-1
58	石段	1		足助町 田町18-1
59	石垣	1		足助町 田町18-1
60	石垣	1		足助町 田町14-2
61	石垣	1		足助町 田町13
62	石段	1		足助町 田町12
63	石垣	1		足助町 田町12
64	石段	1		足助町 田町11
65	石垣	1		足助町 田町11
66	石垣	1		足助町 田町11-1
67	石垣	1		足助町 田町9
				足助町 田町10
68	石段	1		足助町 田町10
69	石段	1		足助町 田町8-2
70	石垣	1		足助町 田町8-2
71	石段	1		足助町 田町8
72	石垣	1		足助町 田町7
73	石垣	1		足助町 田町6-2
74	石段	1		足助町 田町4
75	石垣	1		足助町 田町4
76	石垣	1		足助町 田町3
77	石段	1		足助町 田町2
78	石垣	1		足助町 田町2
79	石段	1		足助町 田町1-1
80	石垣	1		足助町 田町1-1
81	石垣	1		足助町 田町17
82	石垣	1		足助町 田町16-5
				足助町 田町15
83	石垣	1		足助町 田町14-1
84	石垣	1		足助町 田町14-1
				足助町 田町14-3
85	石段	1		足助町 田町16-5
86	石段	1		足助町 田町14-1
87	石段	1		足助町 田町14-1
				足助町 田町14-3
88	石垣	1		足助町 石橋14-2
89	石垣	1		足助町 石橋13-3
90	石垣	1		足助町 石橋13-3
91	石垣	1		足助町 石橋13-10
				足助町 石橋13-12
92	石垣	1		足助町 石橋6-4
93	石垣	1		足助町 岩崎30-6
94	石垣	1		足助町 岩崎29-1
95	石垣	1		足助町 岩崎29-1
96	石段	1		足助町 岩崎29-2

表2 伝統的建造物(工作物)

保存計画番号	種別	員数	備考	所在地
97	石垣	1		足助町 岩崎28
				足助町 岩崎29-3
98	石垣	1		足助町 岩崎28
99	石垣	1		足助町 岩崎28
100	石垣	1		足助町 岩崎28
				足助町 岩崎32-2
101	石段	1		足助町 岩崎29-2
102	石段	1		足助町 岩崎28
103	石段	1		足助町 岩崎28
104	石段	1		足助町 岩崎26-7
				足助町 岩崎32-2
105	石垣	1		足助町 岩崎31-4
106	石垣	1		足助町 岩崎26-5
				足助町 岩崎26-6
107	石垣	1		足助町 岩崎24-2
108	石垣	1		足助町 岩崎24-2
109	石垣	1	普光寺	足助町 天王5-1
110	石垣	1	普光寺	足助町 天王5-1
			普光寺	足助町 天王8
111	石垣	1	普光寺	足助町 天王5-1
112	石垣	1	普光寺	足助町 天王5-1
113	石造物	1	塞馬句碑／普光寺	足助町 天王8
114	石垣	1	宗恩寺	足助町 御所山1
			宗恩寺	足助町 御所山2
115	石垣	1	宗恩寺	足助町 御所山1
116	石垣	1	宗恩寺	足助町 御所山1
117	石垣	1	宗恩寺	足助町 御所山1
118	石橋	1	宗恩寺	足助町 御所山1
119	石造物	1	常夜灯	足助町 飯盛25-35
120	石造物	1	六地藏	足助町 山王11-1
121	石段	1		足助町 新町25
122	石垣	1		足助町 新町25-1

表3 修理・復旧基準

			修理・復旧基準（補助対象）	
			修理基準：伝統的建造物の修理に係る基準 復旧基準：環境物件の整備に係る基準	
建築物	意匠	位 置	伝統的、時代的な特性の維持もしくは復旧を図るため、本来の伝統的特徴を留めているものに関しては現状維持のための修理を行い、改変されているものに関しては復原的修理を行うことを基本とする。	
		高 さ		
		構 造		
		屋 根		
		庇		
		外壁・窓		
		建 具		
		色 彩		
	建築設備		空調室外機などの建築設備は原則、通り(注1)から見えない場所に設置する。やむなくこれが適わない場合には、足助の歴史的町並みの景観を損なわない配置、規模及び形状とし、目隠しや格子による囲いを施す等の修景を行う。	
工 作 物	門・塀・垣等		伝統的、時代的な特性の維持もしくは復旧を図るため、本来の伝統的特徴を留めているものに関しては現状維持のための修理を行い、改変されているものに関しては復原的修理を行うことを基本とする。	
	石造物等		伝統的、時代的な特性の維持もしくは復旧を図るため、本来の伝統的特徴を留めているものに関しては現状維持のための修理を行い、改変されているものに関しては復原的修理を行うことを基本とする。	
	自動販売機等			
	駐車場			
土地の形質変更 空地				
木竹の伐採				
環 境 要 素	樹木・庭園等		自然物については、原則として現状維持（樹勢回復を含む）又は同種による旧状の復旧とする。 その他の物件及び土地については、原則としてその位置・形質・形状・形態の維持又は復旧とする。	
そ の 他	共通事項		・復原的修理については、豊田市伝統的建造物群保存地区保存審議会の指導に基づくものとする。 ・この基準に抛り難い特段の事由がある場合は、別途定める要領及び足助町並み景観相談会、豊田市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を踏まえ、豊田市が付加した条件に従うものとする。	

注1)通りとは、足助川沿いの歩道を含む全ての通りを指す。

表4 修景・許可基準

			修景基準(補助対象)	許可基準
			保存地区内で新築又は伝統的建造物以外の建造物の増改築等を行うに際し、推進すべき基準	保存地区内で建築行為等を行うに際し、遵守すべき基準
敷地	規模及び形状		同右	既存の地形や建物配置を著しく改変することなく、現在の状況を活かした利用を図る。
	壁面の位置		同右	通り(注1)に面する建築の壁面の位置は、周囲の伝統的建造物と合わせる。
建築物	構造等		原則、在来木造工法とすること。 街道(注2)に面する建築物は、街道に面して出入口を設けること。ただし、付属屋はこの限りではない。	足助の歴史的町並みを損なわない構造とする。
	高さ		同右	原則、高さは10m以下、主たる通り(注3)から2階建以下とし、周囲の伝統的建造物と調和を図る。
	屋根	形式	同右	原則、切妻とする。
		勾配	同右	4. 5から6寸勾配とし、周囲の伝統的建造物に合わせる。
		材料	原則、いぶし瓦とする。	原則、棧瓦葺とする。
		色彩	同右	原則、無彩色とし、明度4以下とする。
	庇(ひさし)		街道に面する庇は、いぶし瓦の棧瓦葺とする。	足助の歴史的町並みを損なわない材質、意匠、色彩とする。
	外壁		原則、漆喰塗り又は伝統的な板張りとする。	足助の歴史的町並みを損なわない材質、意匠、色彩とする。
	建具等		原則、通りに面する建具は木製とする。	足助の歴史的町並みを損なわない材質、意匠、色彩とする。
	外部土間 (道路と建物の間の空地)		同右	足助の歴史的町並みを損なわない材質、意匠、色彩とする。
	樋		同右	原則、艶なしの黒色又は茶系色とする。ただし、銅製とする場合は、素地色とする。
	建築設備		同右	空調屋外機などの建築設備は原則、通りから見えない位置に設ける。やむを得ず見える位置に設ける場合は、木格子の囲いなどを設け、足助の歴史的町並みを損なわないようにする。
	屋外広告物		木製、銅製等伝統的な素材とし、足助の歴史的町並みに調和した規模、意匠、色彩とする。	足助の歴史的町並みに調和した規模、材質、意匠、色彩とする。 原則、自家用の広告板とし、一階庇の上を除き設置しない。
工作物	門、塀、垣根等	位置規模	同右	周囲の伝統的建造物が形成する町並みの連続性、一体性を損なわないようにする。
		構造意匠等	原則、木造とする。また、漆喰塗り、板張り等、伝統的な素材を用い、足助の歴史的町並みに調和した意匠、色彩とする。	足助の歴史的町並みを損なわない構造、材質、意匠、色彩とする。
	擁壁	位置規模	同右	周囲の伝統的な石垣が形成する景観の連続性、一体性を損なわないようにする。
		構造意匠等	原則、周囲の伝統的な石垣に倣った石積みとする。	足助の歴史的町並みを損なわない構造、材質、意匠、色彩等とする。
	石造物			足助の歴史的町並みを損なわない材質、意匠等とする。
	自動販売機等			木格子の囲いを設ける、周辺に調和した低彩度及び低明度の塗装を施す等、足助の歴史的町並みを損なわないための措置を施す。
	駐車場、車庫(屋根付駐車場)		通りに面して駐車場を設置する場合は、上記工作物の修景基準に倣った門、塀等を設けて車両を見えにくくする。 車庫は、上記の建築物の修景基準に従う。	通りに面して駐車場、車庫を設置する場合は、上記工作物の許可基準に倣い、門、塀、扉等を設けて車両を見えにくくする。
	土地の形質の変更			現況の地形を可能な限り活かし、行為後の状態が足助の歴史的町並みを損なわないようにする。
環境要素	木竹の伐採			伐採後の状態が、足助の歴史的町並みを損なわないようにする。
	樹木・庭園等			足助の歴史的町並みの景観を損なわないようにする。
	その他		・増築の場合、既存部分が伝統的建造物であれば、その特徴を踏襲する。 ・建築物の一部を自動車車庫の用途に供する場合は、建築物の扱いに従う。 ・この基準に拠り難い特段の事由がある場合は、別途定める要領及び足助町並み景観相談会、豊田市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を踏まえ、豊田市が付加した条件に従うものとする。	

注1) 通りとは、足助川沿いの歩道を含む全ての通りを指す。

注2) 街道とは、図4に示す旧伊那街道及び明治中期に新たに敷設された新道を指す。

注3) 主たる通りとは、主たる玄関に面する通りとする。